

働く妊婦の保護のため「連絡カード」を普及させよう

尾澤彰宣

産婦人科医師(神奈川県)

1986年4月に男女雇用機会均等法が施行され、女性雇用者が増加し、平均就業年数が伸長した。1997年6月、第140回通常国会において、「改正男女雇用機会均等法」が可決成立した。母性保護等に関する規定は1998年4月1日から施行され、働く女性の妊娠中及び出産後に健康診査及び保健指導を受けることができるようにする措置(法26条)、その健康診査等による医師又は助産婦からの指導事項を守ることができるようにする措置(法27条)が事業主に義務化された。旧法では配慮努力として事業主の自主的努力に委ねられていた母性健康管理の措置が、改正法では事業主に対する義務規定となった。

具体的に医師又は助産婦の指導事項が事業主に的確に伝えられるように医師又は助産婦の「母性健康管理指導事項連絡カード」の発行により、事業主に指導事項の内容が正確に伝達され、事業主が講ずべき妊婦への措置が明確になった。事業主はこの「連絡カード」の利用に努めると同時に、プライバシーの保護について配慮が求められる。

労働省は医師又は助産婦に「連絡カード」の使用による適切な運用を要望している。妊娠中の症状等について、これまで診断書が主に利用されてきたが、講ずべき措置の内容が明確でない点があった。指導事項の内容を確実に伝達する方法として指導事項を守るためにどのような措置を講ずればよいか、事業主が判断するのに役立つよう立案された。

医師又は助産婦は、「1. 氏名

等」「2. 指導事項」「3. 上記2の措置が必要な期間」および「4. その他の指導事項」欄に記入し、記名捺印の上、女性労働者に渡す。女性労働者は、カード裏面下の欄に申請日、所属および氏名を記入し、事業主に措置を申請する。事業主は、症状等に対応する措置として、カードの標準措置または特記事項の記載に従い、その措置を講ずることが義務づけられる。都道府県女性少年室は女性労働者、事業主からの問い合わせに応じ、事業主への行政指導を行なう。「連絡カード」は職場、市区町村窓口、産婦人科に備え、希望者に配布される。

1998年4月から9月までの筆者による働く妊婦に対しての調査では、「連絡カードの存在を知っている」10%、「連絡カード」の説明に際し「利用する」15%、「退職のため不要」40%、「提出しにくい、記入内容が知られる、手続きが面倒」45%であった。

女性労働者が妊娠および出産後も退職せずに働くことを可能にするため、助産婦の果たす役割は大きい。働く妊婦の労働条件と作業環境への関心を高め、「連絡カード」を通して女性労働者の妊娠・出産を安全に導く指導と、事業主に真の母性保護の立場からの必要な措置を確実に実施させていく力が、今こそ求められる。助産婦は主体的に医師と同等の立場で、働く妊婦のため「連絡カード」の普及に努め、安心して働き続けることのできる職場環境を確立させていく社会的責務がある。同じ働く女性として、力を盡してくださることを願う。

